

氏名（本籍）	李 仁 哲 （中国（台湾））
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博 甲 第 6776 号
学位授与年月日	平成26年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	戦時期日中関係の変容—日華基本条約から日華同盟条約へ—

主査	筑波大学教授	博士（国際政治経済学）	潘 亮
副査	筑波大学教授	文学博士	佐藤 貢悦
副査	筑波大学教授	博士（法学）	辻中 豊
副査	筑波大学准教授	博士（国際政治経済学）	明石 純一
副査	筑波大学名誉教授	博士（法学）	波多野 澄雄

## 論 文 の 要 旨

日中戦争の勃発後、日本は南京国民政府（汪兆銘政権）との間に二つの条約を締結している。その一つは1940年の「日華基本条約」であり、もう一つは1943年の「日華同盟条約」である。前者は日本の権益確保を主目的とするものであったが、後者は、日本の既得権益を放棄して平等互惠の関係を築こうとするもので、「対支新政策」と表現されたように、従来の対中政策の画期的な転換であった。

本論文は、両条約の締結過程を中心に、日本の対中政策の変遷とその背景を、主として中国側の視点で明らかにしている。とくに著者が注目するのは、日本の対中方針が「主権独立」や「領土保全」を唱えながら、日華基本条約が中国にとって不平等なものとなったのはなぜか、権益撤廃をめざした日華同盟条約でも、基本条約の場合と同様に日本側の要望を押しつける形となったのはなぜか、という点にある。このように矛盾した日本の対中政策の由来の解明が、本論文のもっとも重要な目的となっている。

筆者によれば、日中戦争期の対中政策の基調とされる、いわゆる「近衛3原則」（善隣友好、経済提携、共同防共）は、中国の主権独立と領土保全を基本としつつ、他方では、中国に築いた権益確保のための根拠ともなりうる、という二面性を内包していた。筆者は、日本の対中政策の矛盾は、近衛3原則に象徴される、こうした二面性にこそ由来しているものとみなしている。

第1章は、1937年前半の佐藤尚武外相の対中政策新方針に着目し、日中戦争勃発後の対中政策との連続性を論じている。満州事変後の中国政策は、「広田三原則」に象徴されるように、権益確保を主目的に、「分割統治」を前提に満州国承認や華北分離工作など政治面を強調するものであった。しかし、1937年前半期の佐藤外相は、華北における中国の主権承認を前提とする「分治合作」方針（各地域の親日政府を日本の支配下の新中央政府の傘下に入れ、中央政府への協力を促す）を通じて、中国の主権独立、領土保全を尊重すると共に、「平等互惠」を強調することで中国との関係改善を模索した。戦争勃発後、日本の対中政策は、再び政治面を強調する広田三原則のラインに戻ったが、分治合作、平等互惠という新方針はそのまま踏襲された。38年の近衛3原則には、佐藤の新方針と広田三原則とが流れ込むことになっ

た。中国の主権独立・領土保全の一方、權益確保を意味する「日滿支ノ提携結合」を基礎とした「東亜新秩序」建設の方針が策定されたのである。

第2章で筆者は、二面性を内包した近衛3原則について、それが中国側の要望を無視して權益確保を優先する「日華基本条約」として帰結する過程を分析する。その論述のなかで、筆者は主権独立、領土保全に対する日中双方の認識と解釈の違いを浮き彫りにしている。

新中央政府（汪政権）樹立交渉において、中国側は主権独立、領土保全を実現するためには新中央政府が「中央集権型」である必要性を主張したが、日本側は、相変わらず「分治合作」を固持していたため、両者間にはこの問題を巡って齟齬が生まれる。また、中国側は中国の主権と独立を確保しつつ戦争を終結させることを企図していたが、日本側は戦争を終結させる一方、戦後の中国における權益確保をも目的としていた。そのため、中国側の対日不信感が一層高まるのである。

第3章は、日華基本条約のもとの統治の実態が描かれる。中央政府としての南京政府は「分治合作」のもと、蒙疆は蒙疆防共自治政府を中心に実質上の独立が保たれ、華北は華北政務委員会を中心に、国旗から貨幣まで南京政府から独立していた。また、基本条約に基づく日本人顧問の派遣など日本の干渉も強まり、南京政府は基本条約の改訂を模索することになる。日本でも治安維持や民心把握などの観点から、基本条約の本来の目的である中国の主権独立、領土保全の実質化が課題となる。

第4章は、1941年の日米国交調整交渉と日華基本条約との関連性について論述している。權益確保を優先する基本条約体制が固まったことで、日本は米国を仲介とする日中戦争の解決を目指す。基本条約の核心にあった中国駐兵という日本側の主張を米国が受け入れず日米交渉は行き詰まり、ついに日米開戦となる。陸軍は、日米交渉の教訓を生かして、政略として撤兵を含む基本条約の改訂を構想し始めるものの、当面は重慶攻略作戦などの軍事戦略が優先される。

第5章においては、南京政府の参戦問題を契機に、日華基本条約の改定に向かう過程が論述される。1942年に入り、南京政府は対米英参戦を希望するようになり、陸軍は南京政府の育成強化と対重慶政略という観点から、条約改訂を参戦と関連付けるようになる。一方、外務省では、日中関係の根本的改善を意図していた重光葵中華民國大使（43年4月、外相）が条約改定の熱心な主唱者となり、42年12月の御前会議では、南京政府の自立化支援のため、参戦を契機に条約改訂に踏み切ることが決定された。この「対支新政策」の決定には、米英が42年秋に重慶政権に対して不平等条約廃棄を宣言したこと、天皇が熱心な支持があったことが追い風となったことなども指摘される。

第6章では、条約の改定方針から新条約、すなわち日華同盟条約の締結に向かう過程が分析される。筆者によれば、とくに重光外相は、条約改訂を重慶政権に対する政略として捉える反対派を抑え、權益放棄による平等な同盟条約を新たに汪政権との間で締結することで、従来の対中政策が主張してきた「分治合作」の一大転換を実現した。ここによりやく日中双方の主権独立、領土保全に関する解釈は一致していたが、条約の実施時期について、中国側は「現在」をも考慮すべきだと主張しているのに対して、日本側は「将来」を想定していたため、南京側の要望を認めず、結局は現状の改善に資するものとはならなかったという。

## 審 査 の 要 旨

## 1 批評

戦時期の日中関係を対象とした研究は、内外ともに多くの蓄積がある。本論文の特色は、中国側（主に汪兆銘南京国民政府）の視点から日本の対中政策の展開について、その連続性に着目した点にある。筆者は、日中戦争勃発後の対中政策の原則としての「近衛3原則」が、中国の「主権独立」と「領土保全」を基本としつつ、他方では、中国に築いた権益確保のための根拠となりうる、という二面性を内包していたとする見方を提示している。さらに、以後の対中交渉において、主権独立と領土保全を主張する一方、他方では中国側の要望に応えず自己の権益確保を優先するという矛盾こそが、まさにこうした二面性に由来すると指摘している。近衛3原則に関するこうした視点は、従来の研究には欠落していたものであり、3原則を起点とする日華基本条約とその改定交渉、および日華同盟条約に関する交渉の分析にも一貫する視点として保持され、本論文を独創的なものとしている。

本論文によって提示された、その他の新たな論点としては、日中戦争勃発以前の1937年前半期の佐藤外交と、戦争勃発後に近衛3原則に収斂して行く対中政策との連続性を指摘した点、1941年の日米交渉における日華基本条約の位置づけを明らかにした点、新中央政府（汪政権）の樹立に関する交渉過程において主権独立と領土保全に関する日中双方の解釈を巡る齟齬が、双方の対立を煽る結果となり、重慶政権の対日不信感をも増大させた点、日華同盟条約に関する理解の齟齬は、主権独立と領土保全を「将来」（戦後）のものと捉える日本側と、「現状」に反映されるべきであると捉える中国側の解釈の相違に原因の一半があったことを析出した点などが挙げられる。これらの論点は、日中双方の日中関係史研究に新たな知見を提示するものとなる。

本論文は、戦時期の日本と中国（汪政権）との関係に論点を絞ったため、確かに、主権独立と領土保全という原則の国際的な意味づけがやや不十分であること、重慶政権や共産党勢力との複雑な関係がやや捨象されている感も否めない。しかしながら、一貫する問題意識のもとで、日本外務省の外交記録、台湾における汪政権関係の公開史料などに対する丹念な第一次史料の分析を通じて、戦時期の日本の対中政策の変遷とその背景を中国側の視点から見直した成果として高く評価できる。

## 2 最終試験

平成26年1月9日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

## 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。